

SS 1 8 体験交流活動の市場性

執筆者：中村智明氏
(株式会社農協観光グリーンツーリズム事業本部)

平成 14 年度より、小・中学校において、「総合的な学習の時間」が教育課程に導入されて以降、学校の創造性・独自性を創出する為に学校行事の中に農山漁村における『体験学習』が組み込まれる学校が増加する傾向にあります。近年までは従来型の集団活動として、神社・仏閣・史跡などの歴史、文化を学習する物見遊山的な学校行事から児童・生徒の自主性・主体性を重んじた体験型観光に移行しつつあり、新学習指導要領の改訂に向けて、今後もこの傾向は増加すると予測されます。



写真：田植え前の線引き作業を行う中学校の生徒たち

ここでは、教育旅行における市場性と学校ニーズの傾向、農林漁業体験による児童・生徒への学習効果、そして体験活動を行なう上での安全管理、実施までの流れ等について、事例とともに学びます。

1、教育旅行における市場動向と学校ニーズ

1) 農山漁村における学校行事の取り組み

大都市などの中学校や高等学校では移動教室、林間学校、自然教室において、農山漁村での体験的な学習活動が実施をされる傾向にあります。また、修学旅行を実施するにあたり体験型の学習活動を採用する学校は増加し、中学校の約 7 割程度が何らかの体験型修学旅行を実施しています。特に近年においては、農山漁村を行き先として選択をし、その家族と寝食を共にした農家・漁家生活体験を実施する学校が増加してきています。

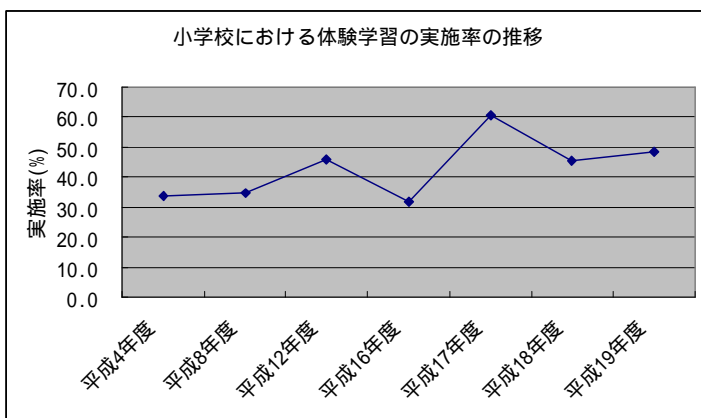
一部の中学校ではありますが、修学旅行 2 泊 3 日の中で 1 日目を見学重点を置き、周遊型の集団活動としてホテル・旅館に宿泊し、2 日目以降を農山村に滞在し、農家での農作業体験を通じた農家生活体験を実施しています。高等学校も同様の傾向が見られ、農家での生活体験を 2 泊以上した中で、本物の正業体験を組み合わせたタイプの修学旅行も実施されています。



写真：田植え体験をする児童たち



写真：レタスの植え付け体験をする児童たち



資料) 教育旅行白書 2009 (財) 日本修学旅行協会

2) 東京都武蔵野市のセカンドスクールの事例

武蔵野市においては、平成7年度から市内小学校5年生、平成8年度から中学校1年生を対象として、セカンドスクールを実施しています。当市では日常的な学校内での授業をファーストスクールと位置づけ、これに対しセカンドスクールは教育課程の一部を農山漁村のフィールドに委ね、1週間程度(総合的な学習の時間、特別活動の一部を各教科に位置づけ計44時間)滞在し、「体験学習」として行うものです。通常の学校生活では体験できない自然・農山漁村体験そして、共同生活などの多種多様な体験活動を通じて、学校教育の目標をより効果的に達成しようとするものです。



写真：味噌作り体験をする児童たち



写真：サツマイモ苗の植付作業をする児童たち



写真：田んぼの稲の成長観察



写真：田植え作業を行う児童たち

武蔵野市立小・中学校セカンドスクールの実施目的（実施要綱より）

豊かな自然ならびに地域の特性を生かした学習および学習方法を工夫することを通し、子どもたち一人一人が課題解決的な学習を進めることにより、ファーストスクールにおける学習と相まって学習効果を高めること。

- ・自然体験、農林漁業体験、共同生活体験等の多様な体験学習活動ならびに多くの人々との出会いおよび交流を通し、子どもたちの個性豊かな人間的成長を図ることならびに自立に必要な知識および技術を身に付けさせるとともに、それらを生かした自ら創意工夫する態度を育てること。
- ・恵まれた自然環境の中で長期間のゆとりある宿泊体験を通し、豊かな情操教育をはぐくむとともに、協調性および連帯意識に基づき豊かな人間関係を育てること。

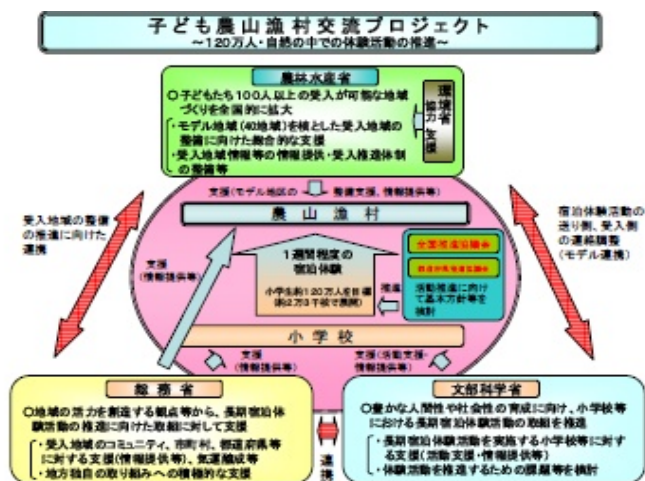
セカンドスクールを実施したことによる学習効果

- ・人や自然との出会いの中で過ごした1週間程度の集団生活により子ども同士の間人間関係が深まり円滑になったことにより、人との関わりの中で社会性を養うことができます。
- ・長期宿泊であることから活動プログラムに時間的な余裕があるため、子どもたちの自主性、主体性が明らかに高まってきます。
- ・地域の方々との交流の中で、人に感謝する気持ちや自然への畏敬の念を育てることができます。
- ・自然と触れ合うことでそのよさを直接感じ、自然と人間の共生、環境保全の必要性、自然を大切にしようとする態度を育てます。
- ・各教科等との関連性、連動性を図ったことにより各教科で学んだことを補完し、自然や農林漁業、環境問題に関する学習への興味関心を高めます。

3) 子ども農山漁村交流プロジェクトにおける現況の取り組み

上記を踏まえ、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動は、既に各地域で取り組みがなされています。このような社会的な背景を受けて、本年度から農林水産省、文部科学省、総務省では三省連携事業として「子ども農山漁村交流プロジェクト」を立ち上げ、今後5年間で全国23,000校120万人の小学校5年生を対象に体験活動を展開することを目指して、農山漁村での長期宿泊体験活動を推進することとしています。

平成20年度は、文部科学省は全国の小学校を対象にモデル校として176校を指定し、農山漁村での長期宿泊体験活動を実施した経過にあります。また、農林水産省は各都道府県に1学年単位(100名規模)で受入可能なモデル地域を先進地域と整備地域として53地域を指定し、地域でのネットワーク等を通じた受入計画の作成、受入拠点施設(廃校改修、研修施設等)の整備など総合的に支援し、最終年度の5年後には約500地域としてモデルの構築を行うこととしています。



4) 農山漁村体験学習における安全管理

分宿に関わる問題点

農家・漁家民泊、民宿に分宿する場合、分宿数が増加することになり管理体制に関わる不安の解消が課題です。受入地において、児童・生徒の病気や怪我、トラブルに対応するために事前に関係機関(病院、保健所、消防署等)との連携を密にし、事故が発生したときの対応を学校側とよく協議する体制の構築が求められます。また、事故が起こった場合の保障として、受け入れ側における賠償責任保険の付保、旅行会社が付保する学校総合旅行保険などのあり方を学校側に提示する必要があります。

多様な児童・生徒への対応

現在の学校側が抱える問題として、心身障害や不登校、食物アレルギーを持つ児童・生徒が参加する場合があります。受け入れ側との緊密な連携をとり対応していく必要性があります。最近では個人情報保護という観点から、食物アレルギー等については、直接、受入をしていただく農家・

漁家、民宿に連絡が入るといったケースもあります。

2、日程、行先、活動の決定から実施までの流れ

学校が次の行事を決定する大よその目安になる時期があります。遠足など日帰り程度であれば前年度の12月～1月の間に決定し、林間学校の場合は約1年前、修学旅行の場合は約2年前にほぼ決定することが主流です（検討時期や決定時期は学校により異なります）。従って、学校が検討する期間を加味すると、決定時期から更に2～3ヶ月程度前から学校が検討を始めることになります。

1) 企画提案を行うにあたって

学校からの情報収集

企画提案を行うために、学校の希望や考えなどを確認して、そのニーズにあった提案が必要になることは言うまでもありません。体験学習という観点からすると農山漁村における体験メニューそのものが重要なのか、それとも交流を通じての農村・漁村生活体験自体に重きを置いているのかなど、学校側が何を求めているのかを十分に把握する必要があります。受け入れ側と学校側とが双方に教育効果のねらいについて確認し、モデル的なプログラムを作成した上で実施することが望まれます。最低限確認する事項は以下のとおりです。

(1) 実施する行事に対する考え方、目的・ねらい

同じ学校内でも学年により考え方に多少の違いを出す場合があります。考え方などは提案する体験内容にも反映しますので、しっかりこの点を確認しておくことが大切です。

(2) 希望体験内容

児童・生徒に体験させたいカリキュラムが具体的にあるか、あるいは、どのようなカリキュラムを体験させたいかを確認します。

(3) 参加者数

児童・生徒の人数だけでなく先生が体験を希望する場合がありますので、先生の数もあわせて確認します。

(4) 希望実施日

学校の希望があれば聞き取ります。体験内容により学校が希望する日程で受け入れできないことも考えられますので、その場合は逆に体験可能な日程を提示します。

実地踏査（下見）の実施

実施時期やカリキュラムが決定すると、学校は現地の下見となる「実地踏査」をおこないます。（実地踏査が内容を決定する前の検討段階で実施される場合もあります）実地踏査の際に学校側が確認する主な項目は以下のとおりです（体験内容や様々な条件などにより異なります）。

(1) 全体的な流れと個々の体験の進行方法

(2) 体験場所（圃場など）

(3) トイレの場所・個数、手洗場所、食事場所（雨天時用に食事ができる施設の確保を含みます）着替え場所

- (4) 体験内容によって道具を使用する場合、準備できる道具の個数
- (5) 当日の体験指導員（インストラクター）の要員
- (6) 雨天時の体験場所
- (7) 安全対策（緊急連絡体制、救急病院等）

（参 考）

学校では教育目標などに照らし合わせて、それぞれの教育旅行のねらい（目的）を掲げています。ねらい（目的）に沿った、あるいは、ねらい（目的）を果たせる企画内容が必要ということになります。特に農業や自然体験に関係する内容に絞って、ねらい（目的）を以下に明記しましたので参考にして下さい。

東京都内A小学校 【林間学校】

地域の農業体験、人々との出会い、自然との出会いを通して地域のよさを知り、東京での自分の生活を考える。
農業体験を通して、生産の人々の努力と農業に対する思いを理解し、自然を慈しみ、食べ物を作り育てる苦勞と喜びを知る。
地域の農産物生産者の願いを知り、環境、食料、農業、農村、生命などの自分たちの生活との関わりに関心を持ち、考え、今後の学習や生き方を考えるきっかけとする。

埼玉県内E小学校 【林間学校】

校外の豊かな自然や産業、施設、人々との触れ合いの体験を通して学校における学習活動を充実・発展させる。
校外における多様な集団活動を通して、教師と児童・目的地の人々との触れ合いを深め、人間関係能力を高める。
校外における勤勞生産やボランティアの活動を体験することにより、勤勞の価値や必要性を体得できるようにすると共に自らを豊かにし進んで他に奉仕しようとする態度を育てる。

東京都内F中学校 【修学旅行】

様々な体験や現地の人々との交流を通し、自然に対する感受性を高め、視野を広げる。
今まで学習してきた食文化の集大成として、日本の農林業の一端にふれ、食の生態系について考えを深める。

東京都内G中学校 【林間学校】

日常と違った農村での生活体験を通じて、以下のことを体得する。
農作業の体験を通じて、自然に触れながら、食の大切さを認識させる。
農家の方々とのふれあいを通じて、生徒各自の生き方や進路選択の指針とさせる。
体験学習を通じて社会的なマナーや協調性、自主自律の態度、ボランティア精神や責任感を養う。
「総合的な学習の時間」の一環として、自ら学習課題を設定し、主体的に学習に取り組む姿勢を養う。

東京都内J中学校 【林間学校】

豊かな自然の中での活動を通して、自然の素晴らしさと厳しさを体感し、心身を鍛える。
農家民泊での農作業体験、農家の人達とのふれあい、交流を通して自然や人との関わりを大切にする生き方や、心の豊かさを学ぶ。

3、受け入れにあたって留意すべき点

1) 受け入れ窓口の一元化

旅行会社や学校が受入先に問い合わせる場合、いくつもの相手に対して電話をしなければならないことほど手間のかかることはありません。一つの窓口で完結できる体制整備を図ります。

2) 農産物に関わる体験の準備

特に農作物の植え付けや収穫体験の場合、いつから準備すれば間に合うのか、その点を踏まえて旅行会社や学校へ回答をします。植え付け体験の場合、植え付けできるまでの苗を育てるには一定の期間が必要です。また、収穫体験の場合、体験できる田畑を選定するにも、その農地の持ち主への交渉などが必要になりますので、急な依頼にならないような旅行会社（学校）へのアドバイスが必要です。

3) 体験に伴う施設等の整備

体験（圃場）の場所により、仮設トイレの設置、手洗いができる水道、食事ができる場所（雨天時に食事ができる施設の確保を含みます）、着替え場所の確保が必要です。それらの整備も考慮します。着替え場所は「更衣室」があれば理想です。その他、外から内部が見えない隔離された部屋（倉庫・公民館など）であればベターです。どうしてもやむを得ない場合を除き、貸切バス内での更衣を勧めることは避けたいところです。

4) 雨天時の体験カリキュラムを整備

野外での体験活動の場合、天候により実施ができないことがありますので、その代替案になるカリキュラムを整備しておきます。

5) 旅行会社との契約

教育旅行の実施に際して学校と旅行会社との間では通常、“受注型企画旅行契約”を締結しています。したがって、この契約に基づいてインストラクターも体験活動を円滑に実施されなくてはならない義務を負います。

6) インストラクターの道義的責任

教育旅行は上記の契約締結を行っている以上、法的な責任は旅行会社にあります。しかし、体験活動中はインストラクターが児童・生徒に指示、指導することになりますので、安全確保と円滑な実施について、インストラクターの道義的責任がでてくることを心得てください。

7) 体験フィールドと体験活動中の安全確保

安全確保がインストラクターの最大の義務と肝に銘じ、過失責任が問われ、業務上過失致傷等の事故が発生しないよう留意します。

8) 事故防止

インストラクターは、万一の事故に遭遇した場合を想定して、日頃から処置方法や対応策について考え、心の準備をしておくことにより、少しでも被害を軽減できるよう努力します。

4、将来的な体験交流活動の市場性

学校における教育内容は教育課程と呼ばれており、学習指導要領には教育の一定水準を確保するため国が定めた教育課程に基づき、各学校はこれより学習時間などを編成しています。平成14年度から各学校が一層創意工夫し、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めるため学校指導要領を改定し、「総合的な学習の時間」を創設しました。また、平成23年度から小学校においてはより一層の「体験活動の充実」が組み込まれており、各教科、道徳、特別活動および総合的な学習の時間によって編成され、新学習指導要領により目標および内容などを定めています。

学習指導要領では次世代を担う青少年の健全な育成の観点から、学校教育や地域における学校外教育、社会教育の領域において、児童・生徒を対象とした農山漁村での野外活動や自然・農業体験は、

- 豊かな自然と触れ合うこと
- 仲間と協力すること
- 勤労・奉仕を経験すること
- 現地の人々との世代間交流を深めること

などを通し、係わり合いを持つことは将来にわたり社会の中で自立をしていける「生きる力」を育む貴重な機会になる、と触れています。

以上のことから今後、農山漁村での体験学習は、「子ども農山漁村交流プロジェクト」に代表する国のプロジェクトや学習指導要領の改訂が追い風となり、ますます進展していくと考えられます。しかし、体験活動が増加することは現在体験活動を受け入れている地域は更なる万全な体制整備を確立し、加えて新たな受け入れ地域を増やさなければその需要に答えることができません。

言いかえれば、受入側は一過性の考え方ではなく、農山漁村での高齢化・少子化による後継者減少の問題の解決をはじめ、そこに生活している人たちに生きがいもてる地域づくり、ひいては日本の第一次産業を発展させていくスタンスをもって受け入れることが重要です。そして旅行会社や学校に対して絶え間なく地域のPRや情報提供を行うことが市場性を高めることにつながると言えるのです。

【参考文献】

財団法人 都市農山漁村交流活性化機構 『グリーン・ツーリズムインストラクター育成講座テキスト / インストラクター（体験指導者）コース』

標準旅行業約款 <http://www.jata-net.or.jp/jatainfo/kisoku/pdf/yakkan05.pdf>